二一　独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令　三〇　一

○防　衛　省

七　地方防衛局組織規則の一部を改正する省令　一七　228　一〇四

規　則

○人　事　院

九―一七―一五七　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則　一　214　二七

一七―〇―一二六　人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則　三　一

二一―〇―七　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則　二五　一

告　示

一五二五　○内　閣　府　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　一　214　二七

一五二六　内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件の一部を改正する件　二　一

一五二七―一五六六　地域再生計画を認定した件　九　222　二

一六五七―一七八三　地域再生計画の変更を認定した件　九　222　一五

一七八四―一七八五　地域再生計画の認定を取り消した件　九　222　三〇

○内閣府、財務省

六　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　一　214　二八

〃　二二　一

○宮　内　庁

一〇　絢子女王殿下が結婚のため皇族の身分を離れられる件　二九　一

○公正取引委員会、消費者庁

一六　発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二九　237　七

○国家公安委員会

五一　行商従業者証等の様式の承認に関する規程の一部を改正する件　二二　232　三

五二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人徳島県暴力追放県民センターから住所等の変更の届出があった件　二四　七

五三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二六　236　七

五四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件　二九　237　九

○国家公安委員会、総務省、国土交通省

一　移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する件　一九　231　四九

○個人情報保護委員会

七　個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件　一一　一

○金　融　庁

四五　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件　一　214　二八

四六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　一　214　二八

四七　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件　一　214　二九

四八　銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件　一二　二

四九　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一五　三

五〇　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一　二三　一

五一　〃　二三一　一

○金融庁、法務省、財務省

五　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二三　233　一

○金融庁、農林水産省

農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示　一七　228　一〇七

○総　務　省

三四九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　四　一

三五〇　簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件の一部を改正する件　四　217　三〇五

三五一　無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件の一部を改正する件　四　217　三〇五

三五二　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いの一部を改正する件　四　217　三〇六

三五三　安全通報の発信に関する報告の簡易な手続を定める件　四　217　三〇七

三五四　変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件　四　217　三〇七

三五五　再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件　四　217　三〇七